

Jリーグ表彰規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第2条〔年間表彰〕

- (1) J1リーグ戦における年間順位より、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
- ① 優勝：賞金 300,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ
 - ② 2位：賞金 120,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
 - ③ 3位：賞金 60,000,000円
- (2) J2リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
- ① 優勝：賞金 20,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）
 - ② 2位：賞金 10,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
 - ③ 3位：賞金 5,000,000円
- (3) J3リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
- ① 優勝：賞金 5,000,000円、Jリーグ杯
 - ② 2位：賞金 2,500,000円

第3条〔フェアプレー賞（高円宮杯）〕

- (1) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- (2) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイントが少ない上位3チームに対しそれぞれ金5,000,000円の賞金を授与する。
- (3) J2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が42ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金2,500,000円の賞金を授与する。
- (4) J3リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が32ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金1,000,000円の賞金を授与する。
- (5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、「2019明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」第19条第2項に定める計算方法に基づいて行う。
- (6) 第2項に定める反則ポイントが少ない上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、上位のチームから順に金5,000,000円ずつ配分するものとする。ただし、上位から数えたチーム数の合計が4以上となる順位のチームについては、賞金額の残額を同順位

のチームで均等配分する。

- (7) 第3項および第4項に定める反則ポイント数最少チームが複数ある場合、それぞれ該当賞金を均等配分する。

第4条〔個人表彰〕

- (1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 最優秀選手賞：賞金 2,000,000 円、記念品
- ② 優秀選手賞：メダル
- ③ ベストイレブン：賞金 1,000,000 円、記念品
- ④ 得点王：賞金 1,000,000 円、記念品
- ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑥ ベストヤングプレーヤー賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑦ フェアプレー個人賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑧ 優勝監督賞：賞金 1,000,000 円、記念品
- ⑨ 優秀監督賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑩ 最優秀主審賞：記念品
- ⑪ 最優秀副審賞：記念品

- (2) J2リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金および記念品を授与する。

- ① 最多得点者：記念品
- ② 優勝監督賞：賞金 500,000 円、記念品
- ③ 優秀監督賞：賞金 250,000 円、記念品

- (3) J3リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金または記念品を授与する。

- ① 最多得点者：記念品
- ② 優勝監督賞：賞金 200,000 円、記念品
- ③ 優秀監督賞：賞金 100,000 円、記念品

- (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。なお、以下各号に定める賞の決定にあたっては、以下各号の定めに従うものとする。

- ① 第1項第10号および第11号の各賞：審判アセッサーによる評価の上位5名の中から、マッチコミッショナーによる評価およびJ1クラブによる評価を考慮して決定する
- ② 各リーグ戦における優秀監督賞：チェアマンが指名した者により構成される優秀監督推薦委員会の推薦を受けた者の中から決定する。ただし、優勝監督賞と優秀監督賞の受賞者は原則として重複しないものとする

- (5) 審判員に対し、リーグ戦通算担当試合記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第5条〔リーグカップ表彰〕

- (1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 優勝：賞金 150,000,000 円、Jリーグカップ、メダル
- ② 2位：賞金 50,000,000 円、楯、メダル
- ③ 3位：1チームにつき賞金 20,000,000 円、楯

- (2) リーグカップ戦における最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第6条〔功労金〕

- (1) Jリーグにおける通算出場試合数が一定以上であって、かつ理事会が承認した者に対し、功労金を支払う。
- (2) 前項の通算出場試合の対象となるのは、Jリーグの公式試合として定義される一切の試合（現在定義されるもののみならず、過去または将来において定義される一切の試合を含む）とする。
- (3) 功労金の受領資格を有する者（以下「受領資格保有者」という）は、以下各号に定める要件をすべて満たす者とする。
 - ① 2018年シーズン中にJリーグ登録（Jリーグ規約第100条に定める。以下同じ）がされていること
 - ② 2019年シーズン開始から、2019 Jリーグ YBC ルヴァンカップ試合実施要項第5条に定める登録期限までに、Jリーグ登録がされていないこと（ただし、Jクラブとプロ選手契約を締結している選手が、Jクラブ以外のクラブに期限付移籍しているためにJリーグ登録がされなかった場合を除く）
 - ③ 前号に定める期間中、国外のプロサッカーリーグに所属するクラブとプロ選手契約を締結していないこと
- (4) Jリーグが受領資格保有者に支払う功労金は、通算出場試合相当数に応じて以下に定めるとおりとする。
 - ① 300試合相当数以上 400試合相当数未満：金1,000,000円
 - ② 400試合相当数以上 500試合相当数未満：金2,000,000円
 - ③ 500試合相当数以上：3,000,000円
- (5) 前項の出場試合相当数は、功労金支払対象者がJ2クラブまたはJ3クラブに所属していた場合、出場試合にそれぞれ以下の係数を乗じて算定するものとする。
 - ① J2クラブでの出場試合：0.9
 - ② J3クラブでの出場試合：0.8

第7条〔功労者表彰〕

- (1) Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Jクラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、理事会が決定する。

第8条〔最優秀育成クラブ賞〕

- (1) Jクラブにおける選手育成の実績と、選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を授与する。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、第4条第4項に定める選考委員会が決定する。

第9条〔Jリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰するJリーグアウォーズは、リーグ戦終了後に行う。

- (2) Jリーグアウォーズには、次の者が出席する。
- ① Jリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグ「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。
ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりJリーグが負担する。
- ① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
 - ② 国内での移動にかかる交通費（Jリーグ旅費規程に基づく）
 - ③ 国内での宿泊費（Jリーグ旅費規程に基づく）。ただし、3泊分を上限とする
- (4) Jリーグアウォーズには、サッカー担当記者、マッチコミッショナー、審判関係者、オフィシャルパートナー関係者その他の関係者を招待する。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成26年1月21日

平成27年1月20日

平成28年1月19日

平成29年1月25日

平成30年1月30日

平成31年1月24日